

福祉文教常任委員会会議録

令和6年9月11日

忠岡町議会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和6年9月11日(水) 午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	三宅 良矢
〃 副委員長	河野 隆子
〃 委員	河瀬 成利
〃 委員	小島みゆき
〃 委員	二家本英生
〃 委員	尾崎 孝子
議長 (オブザーバー)	北村 孝

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副町長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦		
教育部長兼教育総務課長	村田 健次	教育部理事兼学校教育課長	
			石本 秀樹
生涯学習課参事	伊藤 真	学校教育課参事	村田 真隆
学校教育課参事	黒木 謙太		
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
健康づくり課長	泉 亜希	こども課長	藤原 直臣
福祉課長	武藤 優子		

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

委員長（三宅良矢議員）

おはようございます。

委員の皆様には、ご多忙のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（三宅良矢議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしく願います。

委員長（三宅良矢議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立しております。

委員長（三宅良矢議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、4番・小島みゆき委員を指名いたします。

委員長（三宅良矢議員）

開会に先立ち、町長より挨拶願います。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。福祉文教常任委員会を開催しましたところ、早朝より委員の皆様にはご参集いただきまして、ありがとうございます。

この夏も猛暑、残暑厳しい中でありますけれども、いろいろ予報によりますと、高温の日がまだまだ続くということで、秋がいつ来るんだろうというような今日この頃でありますけれども、議員の皆様方には体調を崩さぬよう、体調面でしっかりと私も含めながら健康管理に努めてまいりたいと思っています。

また国においては、いろいろ自民党の総裁選挙、また立憲民主党の党首の交代、またまた公明党さんのほうも委員長が変わるといようなこともお聞きしています。その中において、また近隣の県でもややこしいお話も出ていますけれども、その辺を踏まえながら今日は福祉文教常任委員会を提案させていただきました。

5件の案件につきまして、しっかりと説明しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行い

ます。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明書は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言いただきますよう願います。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますよう願います。

委員長（三宅良矢議員）

案件. 令和6年第3回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（三宅良矢議員）

議案第39号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを、担当課より説明を求めます。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議案書の29ページをお願いいたします。

議案第39号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

本件は、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を得て、大阪府知事の許可を得る必要があるため、本議会に上程するものであります。

改正内容につきまして、お手元にご配付しております議案第39号、保険課資料1、2によりご説明を申し上げます。

規約改正の背景では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律第12条関係、後期高齢者の医療の確保に関する法律の改正の部分の施行に関し、政令により、施行期日が令和6年12月2日に定められ、以後、後期高齢者被保険者証の発行が行われなくなることから、大阪府後期高齢者医療広域連合規約における関係市町村において行う事務の部分で、被保険者証に関する規定の変更及び文言の整理を行うものであります。

条文の改正箇所は、次ページの保険課資料2の新旧対照表のとおりでございます。右

側の改正前の別表第1表中、「被保険者証及び被保険者資格証明書」の文言を左側の改正後、「資格確認書等」に改め、同じく別表第2、備考中括弧内及び外国人登録原票の文言を削除するものであります。この規約改正により、広域連合等関係市町村の事務においての影響はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

説明は以上のおりです。ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません。まず説明のほうで、国の法律が変わったということで、今回も忠岡町でも広域連合のほうの規約の一部を改正するということが出ています。その中で今回変わったところとして、第4条関係の別表第1のところの、先ほど説明あった部分と、別表第2の第17条関係のところの文言を削除するということでした。これに関わる影響がないということだったんですけれども、まずは本当に影響がないのか、ちょっと詳しい根拠について教えていただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

この新旧対照表のとおり、もともと被保険者証及び被保険者資格証明書というものが、これが12月の2日をもって廃止されます。それに代わるものとしまして、資格確認書というものが新たに発行、これはマイナンバーカードにまだ保険証をひもづけされていない方とかに持っていただく、これまでの保険証に代わるものになるんですけれども、こういったものの発行をしたり回収したりという新たな事務が発生するという事になっておりますので、議員がおっしゃいますような影響につきましては、今言ったように、保険証がなくなる代わりにものが新たに新しく発生するという事ですので、その切り替えがされるという部分に限定されてくるということになりますので、事務における大きな負担というもの、新たな負担というものについては発生しないものだというふうには考えております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その下の別表第2のほうの、及び外国人登録原票に基づくこの外国人原票を削除しているということなんですけれども、この外国人原票というのは、今までこれが削除することによって、この第17条というのは、負担金の計算のところの分だと思います。この外国人登録原票がここ削除することによって、この負担割合とかそういった計算方法が変わったりというそういうことはないのでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

外国人登録原票につきましては、これは平成24年の7月9日に新たな在留管理制度が導入されたことによって、外国人の登録制度がその時点でもう既に廃止されております。その時点でも外国人の登録原票はもう廃止されまして、外国人住民の方も日本人と同じように住民基本台帳に記録され、住民票が作成されることになってございます。

当時、この法改正による影響がなかったということから、当時改正は見送られたということでありまして、今回、第1表関係の改正が必要になったこのタイミングで、文言の整理ということで削除をするということになった次第でございます。

その負担金の計算につきましては、今言いましたようにもう外国人登録原票というものはございませんので、外国人の方も全て住民基本台帳にもう掲載されるようになってございますので、この辺の計算につきましても、もう既に平成24年の段階から影響がない状態が続いていたということになります。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そういった意味で影響はないということで挙げられていると思います。そうしましたら、今回も12月2日から変わるということなんですけれども、その改正後のほうの別表第1のほうです。2番と3番の項のところで、資格確認書等という言葉になっております。この資格確認書等の等というのは、どういうものが含まれるのでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

資格確認書のほか、資格情報のお知らせ、特定疾病の療養受領書、再発行した分の限

度額適用認定書、限度額標準負担額減額認定書といったものを想定しております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、資格確認証にひもづいたような情報が、この等の中に含まれている
ということよろしいでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

そのとおりでございます。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、今度これ12月2日から改正されるということなんですけれども、
今、後期高齢者医療保険というのが7月末で一旦切れて、また8月から発行されている
と思うんです。その8月から発行された保険証というのは、当然まだまだ来年の7月3
1日まで使えますので、その場合において、もし12月2日以降に今の保険証の資格、
保険証とかを引渡しとか返還の受付をする際というのは、今できなくなるんでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

12月2日以降につきましては、新たに被保険者証を発行することができなくなりま
す。例えば、転居で住所が変わった場合であったり、転入転出です。そういったことで、
券面の内容が変わるような場合は、もう新たな被保険者証を発行することがもうできな
くなりますので、そういった場合は、その古い被保険者証を回収をするという業務は引
き続き行うこととなります。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

古い保険証を回収するという事なんですけれども、この改正後においたら、その被保険者証というのが文言が消えていますので、忠岡町でこれ回収することってできるんでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

基本的に、もう使えなくなった被保険者証に関しましては、もうご自身で破棄していただくというやり方も可能ではございます。返還する、したいということで返還される分につきましては、こちらもそれを引き取っているという状況でございますので、特段、被保険者証自体は来年の12月の1日まで現行有効期間のものについては、令和7年12月1日までは使えるということになっておりますので、その間につきましては、引き続き今までと同様の事務を行っていく必要があるというふうに考えております。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、有効期限切れたりした分の多分来年の8月が一番多いと思うんですけども、それが切れたりした場合は、自分で破棄したり、あとはもう役場に持って行って回収というか預かるだけの業務になってしまうんですけども、それはできるということでもいいんでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

そういうふうに考えてございます。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

あともう一点お伺いします。

今回、広域連合の規約の一部を改正する規約ということなので、これは広域連合に入っている市町村それぞれが条例、規約の変更ということで出ていると思います。もしこれ、仮に忠岡町が反対した場合というのは、これ全体的な影響というのはどのように感じていますか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

まず、今回これは議案として挙げた場合、根拠でございますけれども、地方自治法の第291条の3におきまして、広域連合は規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないというふうにまず規定されてございます。同じく同法の第291条の11におきまして、第291条の3の協議につきましては、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないというふうにされております。

ですので、大阪府内の全市町村のまず議決をした後。広域連合が大阪府の知事の許可を得るといふうな、この後の流れになっておりますので、最終的には大阪府の知事を得てからの規約改正ということになりますので、この点一つの団体でももし反対があったとすれば、スケジュールが全て狂ってしまうということになります。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

この規約の一部を改正するという事は、国民健康保険と同様にこの後期高齢者医療保険ですね。これもマイナ保険証にしていくということですよ。確認ですが。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

そのとおりでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

75歳以上の方で、忠岡町内でどれだけの人数の方がマイナカードを持っていて、保険証とひもづけされている方という人数はお分かりでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

後期高齢者医療の方で、令和6年7月時点の情報といましようかデータになりますけれども、まず被保険者の数が2,689人おられまして、その中で1,519の方がひもづけをされております。割合が約56.4%ということになってございます。

実際、マイナ保険証としての利用されている率が7.51%という状況でございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

7月時点で56.4%の方がひもづけされているけれども、実際利用しているのは7.51%とかなり低い利用率だというふうに思います。その原因というのは何なのかというのは、どう分析されているのでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

後期高齢だけではなく、もちろん国保や社会保険、保険制度全体に言えることだと思いますが、やはりまだ保険証を使うということがまだメジャーといましようか、そういう我々が利用する側が積極的にマイナンバーカードを使える状態にある方は積極的に使っていけばいけるんやけれども、保険証があるんでそれで事足りているというように皆さん思っている方がまだ大多数を占めているのかなというふうに、これは私の個人的な考え方にはなるんですが、そういうふうに考えております。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今、次長おっしゃったように、多くの住民の方はもう今までの現行の保険証で十分事足りているということの結果だというふうに思うんです。なので、私たちは今までも国民健康保険もマイナ保険証になるということですとずっと反対はしてきたんですが、特に後期高齢者というのは75歳以上でありますから、いろいろな情報が入ったそのカードを病院に行く都度持っていかなあかんというのは、大変やっぱりいろいろな危険性があるんじゃないかなというふうに思うんです。なので、やはり現行の今までの保険証、それは残しておくべきだというふうに思います。

それで、あとの後期、この規約今回規約だけなんですけれども、この費用の面というのは今後出てくるのでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

費用面に関しましては、毎年被保険者の数、大阪府全体の被保険者の数の中でそれぞれ市町村の按分をしまして、全体の係る費用を算出した上で按分するというような形で事務費の負担金というものを求められ、それを納付するというふうな形になっております。

特段、これに関しまして被保険者証が資格確認書に変わるという、言ってしまうと印刷する内容が変わるだけのことで、その辺の経費についてもそんなに大きな経費、システム改修とかもちろんあると思うんですけれども、その辺はそんなに突出するようなことはないのかなというふうには考えております。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

なので今回は規約の一部を改正する規約ということで議案に出ていますけれども、今後やっぱり市町村の按分の費用であったりとか印刷システム改修、そういったことがやっぱり費用で出てくると、非常に今の保険証を残しておけば、こういった費用も発生しないし大変無駄なお金だというふうに思います。

今までマイナ保険証でいろいろとトラブルもあって、窓口負担もちょっと変わってくるというふうなこともありましたけれども、今回これ窓口負担もやっぱりそのマイナ保険証と紙の保険証を持っている方とで変わってくるのでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

窓口負担、要は1割、2割、3割の自己負担の部分のことだと思うんですけども、それは変わりございません。マイナ保険証であっても資格確認書であってもそこは変わりございません。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

変わらないということですね。これ国保と違って、後期高齢は有効期限が変わるということなんですけれども、転居転入転出はもう紙の保険証を発行しないということでもありますけれども、この規則は今年の12月2日の施行日になっていますので、この日までは紙の保険証が欲しい、で発行してくれという方に対しては発行していただけるんですか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

12月の廃止までは、今現状どおりの対応を行うことになっております。つまり再発行も可能だということでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

国保のほうはプッシュ式というか、その資格確認書というのはつくらない人に送られてくるということでもありますけれども、これもそういう形になるのでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

プッシュ式で対応することになっております。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

最後ですけれども、やはり後期高齢という高齢者75歳という、元気な方もいらっしゃいますけれども、非常にやっぱりこういった危険情報が漏れていくと、そういったマイナ保険証を持って病院の窓口に行かないといけないということになるというのは、非常に危険だということで、私たちはこの議案については賛成はできないというふうに考えます。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ごめんなさい、1点だけ確認させてください。

先ほど費用面で1割、2割、3割の負担というのは当然変わらないと思うんですけれども、例えば紙の保険証を持っていったときとマイナ保険証で診察した際、何かその辺の多分診療報酬が多分変わってると思うんです。その辺りたしかマイナ保険証を持っていった方が初診料が安かったと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

今二家本議員がおっしゃっているのは、初診料、医療費の関係でございますが、医療費の場合は、マイナ保険証を提示した場合は、医療費全体の中で約20円が節約できるという部分がございます。

これは直接自己負担にも影響は全くないというわけではございませんが、基本的には自己負担というものはもう1割、2割、3割これが自己負担ということになってござい

ますので、その大原則は変わらないということになっております。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

マイナ保険証のほうが多少保険料が安いと、現行の紙の保険証であれば少し医療費としては高くなってしまふ、そういったことが分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

他にご質問ありますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

私のほうからちょっと質問したいことありますので、質疑を進行を副委員長に代わっていただきます。

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

すみません。これの資格確認書が今高齢者でも唯一健康保険証が身分確認の証明書やということで持ち歩いてる方は多いと思います。免許証も返納した、もともと持っていない、あとパスポート、マイナンバーカードもつくっていないという方も、高齢者になればなるほど多いと思うんですが、この資格確認書というのは公的身分証明書等の取扱いという過程において、どのような位置づけ、どのような効力として今想定されているんでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

今のところそういった方面での通達、通知というものは、特段ちょっと今出ていないのかなというふうに思います。あくまでそれが本人確認のものとして有効かどうかということをお聞きだと思ふんですが、受け手側の判断による部分もあるかと思ふます。ただ、忠岡町としてどうかという話になってきますと、今後、またそういった国や府からの、またそういう通知、通達関係を見ながら、忠岡町として今後判断していかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、またそれは追ってもちろん忠岡町全庁的に情報共有した上で対応していくことになろうかというふうに考えてございます。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

今なかなか銀行口座も健康保険証だけじゃつukれないじゃないですか。また、それしかなかつたらひもづく何かをプラスしてつukってくださいとか言われると思つていて、その中で資格確認書が有効でないとしたら今後どうしていくのかという切実な問題が多分出てくると思つます。国としたら多分マイナンバーつukつてくれよという話にはなつてくるとは思つんですが、その辺はまた情報が出次第また来年の7月までにはもう完全にそつちに切り替わるんだつたら、多分何らかの情報が出てくると思つるので、それは随時また提供いただきたいと思つますのでよろしくお願ひいたします。

副委員長（河野隆子議員）

答弁はよろしいですか。

委員長（三宅良矢議員）

いいただけるんだつたらありがたいです。

副委員長（河野隆子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

こちらもそういった情報を引き続き出て、どういったものが来るかというのは注意して、また対応していきたいというふうを考えてございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしくお願ひいたします。

副委員長（河野隆子議員）

では、委員長に代わります。

委員長（三宅良矢議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

つukつて討論を行います。討論はございますでしょうか。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

反対の立場で討論させていただきます。

マイナ保険証機能をひもづけした方は、国保では全体の62%ということですが、この後期高齢者の医療保険証です。これは今お聞きすると、忠岡町では加入者が2,689人いらっしゃる中で、マイナ保険証もひもづけされている方は1,512人ということで56.4%。しかし、このマイナ保険証の利用率というのは7.51%ということで、かなり低いということで、紙の保険証で十分間に合っているということでもあります。

それにもかかわらず、政府がこの紙の保険証をこの12月2日で廃止するとして、マイナ保険証を持たない国民にこの資格確認書を発行すると、このように言っています。

保険証廃止は国民皆保険制度の崩壊につながり、マイナンバーカードに国民の血税をどこまでつぎ込むつもりなのかという批判も上がっているところです。今の紙の保険証で全く不都合はありません。今の保険証をそのまま残せば、資格確認書をわざわざつくる必要もない。資格確認書は保険証と同じというふうに2月24日の時点で、加藤厚生労働大臣も閣議決定で会見をしているところです。それならば、資格確認書は意味がなくこれ以上の税金の無駄遣いの必要もありません。無理に資格確認書を紙の保険証の代わりにすれば、保険者や自治体、医療機関は大変混乱するというところで、医療関係者からもいろいろな不満の意見が出されているところです。

マイナ保険証、これと紙の保険証というのは窓口負担は変わらないということでありましたけれども、医療費全体では20円安くなるということもおっしゃっていました。紙の保険証の方とこういうことに差別化が持ち込まれるということでもあります。

マイナンバー制度は、プライバシー権の侵害のリスクが避けられず、マイナ保険証になると毎回提示する必要もあって、特に後期高齢ですから高齢者の方は紛失のリスクがあるということも言えます。ということで、マイナンバーカードは法律上任意であると、これは強制ではないということはおっしゃさせていただきます。

このようにマイナンバーカードを持たないことで不利益にするということは、国のマイナ保険証への誘導策であり、この大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については反対をいたします。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、賛成討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（三宅良矢議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決求めます。

議案第39号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第39号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、議案第40号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてを、担当課より説明求めます。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第40号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書35ページをお願いいたします。併せて、お手元にご配付しております議案第40号、保健課資料1、2により、ご説明を申し上げます。

本件は、条例改正の背景にありますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律第10条関係、これは国民健康保険法の改正部分でございます。の施行に関し、政令により施行期日が令和6年12月2日に定められ、以後、国民健康保険被保険者証の発行が行われなくなることから、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の削除について改正を行うものであります。

改正内容につきましては、次ページの保険課資料2の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

右側の改正前現行では、国民健康保険法第9条第9項において、世帯に属する被保険者が資格を喪失した際、速やかに届出を行い、被保険者証を返還する旨の規定がされております。同条第3項では、保険料滞納世帯は厚生労働省令で定める場合により、被保険者証の返還を求める旨の規定を、同条第4項では同条第3項における厚生労働省令で定める期間を経過しない場合であっても、保険証の返還を求めることができる旨の規定をそれぞれ設けております。

また、国民健康保険法の第127条では、同法の第9条第9項に該当する場合や虚偽の届出をした場合などのとき、同法の第9条第3項、4項に該当するにもかかわらず、これに応じない場合には、10万円以下の過料を科することができる旨の規定が設けられております。

今回の国民健康保険法の改正では、過料に係る国民健康保険法の第9条第3項及び第4項が削除されますので、忠岡町の国民健康保険条例において、関係する部分を削除改正するものでございます。この改正による条文には直接該当しない方につきましては、影響がございません。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

ご質疑をお受けいたします。ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、こちらにも影響についてちょっとお尋ねいたします。

こちらの条文に該当しない方への影響はございませんということなんですけれども、逆に該当する方というのはどういう方が当たるんでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

今回、今まで短期保険証や資格証明書です。保険料の納付がちょっと滞っておられる方に対しまして、通常保険証の代わりに、有効期間の短い保険証であったり保険証に代わる資格証明書といったものを発行するというようなことを行っておったんですけれども、これが廃止されます。これが廃止されるんですけれども、引き続き、やはり滞納者対策というものはしていく必要がございますので、その部分につきましては、ただいまどういう形で今後していくかということにつきましては、大阪府のワーキングのほうでも今検討中でございますので、保険証がなくなりますが、その滞納者対策というものにつきましては、引き続き実施していくことになっておりますので、引き続きそういった面でも影響のほうはないというような意味でのことでございます。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

滞納者に対しての過料ということで、そういったことは引き続きやっていくということで、当然条文に該当しない方は当然影響はないということなんですけれども、この条例の元になる健康国民健康保険法を見たんですけれども、この9条に書かれていること

がもともとは当該被保険者に係る被保険者証または被保険者資格証明書を返還しなければならないということになっています。新しく改正になった分が、その部分が丸々抜けていて、市町村にその旨を届けなければならないということになっています。

ということであれば、例えばその資格が喪失した際に、保険証とか資格証明書の返還ということがどのような形で確認されるのか、どのような形で届けられるのかとかちょっと問題になってくると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

すみません。今のご質問は、資格確認書を返還……。

委員（二家本英生議員）

今やったら、返還したらそれで返還と分かるんですけども、今度の条文であれば、市町村にその旨を届けなければならない。届けるという方法というのは、どういう形になるのか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

滞納されている方でのお話だと思うんですが、先ほど言いましたように、ちょっとその滞納者に対するアプローチを今後どういうふうにしていくかにつきましては、まだちょっと今検討段階という状況でございます。まだはっきりとその辺どういうふうにやっていくかということにつきましては、ちょっと今の段階ではまだちょっとご説明できる状況ではございません。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

滞納者だけではなくて、例えば、国民健康保険から社会保険になった、そういった場合というのも、言ったら国民健康保険の資格を返さないといけないですよ。そういった場合の届出というのは、どういう形になるのでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

その辺につきましては、その部分の改正につきましては、引き続き過料のこの規定は残りますので、それは現状と変わりがないと。きちんと正しい届出をしていただくとい

うことは今ももちろん当たり前のことですし、12月2日以降もこの辺きちんと社会保険ができた際には、国民健康保険から脱退していただく。逆の場合は、加入していただくという手順を踏むということ自体は、何ら変わりございませんので、その辺は全く同様でございます。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうは言ってもマイナ保険証ですよ。マイナ保険証ということは、言ったらそれが国民健康保険など表面上は国民健康保険なのか、社会保険にひもづいてるのかってなかなか一目では分からないと思うんです。恐らくマイナポータルで、ご自身で自分が国民健康保険なのか社会保険になっているかというのをまず確認しないことには、まず分からないと思いますし、それが例えば世帯で入っているんで、子供さんが東京に出張しました。そこで大学から新しい会社に入りました。その会社のほうで社会保険使います。そうすると、基本的には世帯主に届くんで、国民健康保険では世帯主である本当は親のほうでそういう届出をしなければいけないとは思うんです。そういった引き継ぎ要綱とかというのが、もし忘れた場合とかできなかった場合というのは、この場合はどんな形になるんでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

今のその資格取得や喪失に関しましては、それは世帯主が届けるということになっておりますので、その辺は全く変わりはありません。今までどおりということで、今までどおりのやり方でございますので、それが健康保険証からマイナ保険証に変わるというだけのことでございます。

確かに、そういったぱっと見た感じ、マイナンバーカードだとどの保険に入っているのかなというのが分かりにくいというのは確かにあるかと思うんですけれども、そこはきちんと届出はしていただくということには、今現行と何ら変わりはありません。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。他にございますでしょうか。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今説明あったように、短期保険証と資格証明書が廃止になるということで、そういった方は同じように国民健康保険のマイナ保険証です。それを発行するということがよかったですか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

マイナ保険証に関しましては、マイナンバーカード自体の有効期限がございます。通常10年間有効というふうになっておりますので、なので、そこを保険のほうから操作して変えるということではできませんので、マイナンバーカードの有効期限内であれば、その方がひもづけられている保険の資格も同様の期間有効だというふうなことになります。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

ちょっと私分りにくかったんですけども、短期保険証、資格証明書を持っている方は、12月2日以降マイナ保険証にひもづけするというのは、本人がひもづけしないと駄目ですよ、そこら辺どうなんですか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

今現在、その短期証や資格証明書の方については、その方がご自分の意思でマイナンバーカードを取得して、かつ健康保険とのひもづけもされているというような状態であれば、それは12月2日以降も引き続き通常の保険証と同様に、マイナ保険証を利用していただくことは可能でございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

そうしましたら、その本人がひもづけしない場合はどうなるんですか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

ひもづけしない場合は、まず12月2日以降は、まだ短期の被保険者証の有効期間内は短期の被保険者証をご利用していただくことになりまして、もうその次の切り替えのときからは、資格確認書のほうへ移行していただくという形になります。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

短期保険証、資格証明書、そういった方は、悪質な方でなくてもやっぱり国民健康保険料というのは非常に所得の3割だったかな、それだけ負担があるということではなかなか払えないというところで、窓口に来ていろいろと相談して分納であったりとか、その人のお家の状況を、そういったところで相談も乗っていただいているところです。

でも、滞納者対策というのは、今後府のワーキングで検討するというところですけども、やはり非常にきつい取立てというのは、本当に生活上厳しいところもあります。非常に、今物価高で家計も苦しいところでもありますので、例えば、短期資格証明書がなくなって廃止になって、同じようなマイナ保険証をその人たちが持ったとしたら、今度その支払いについては、忠岡町としてはどういった対策というのか、考えてらっしゃるんでしょうか。今後ということは今ありましたけれども。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

まだ、先ほども言いましたように、その府のほうのワーキングでもどういう形で取り組んでいくかというふうな議論も今されているところだと思いますので、その結果、もちろん結果が出た後、大阪府が統一的にこの滞納者対策というのは、統一的に取り組んでいくことになってございますので、そこでどういうふうなやり方になるかということ踏まえて、我々も忠岡町もそれにのっかってやっていくというふうに考えてございま

す。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

広域ですので府全体で考えるということですがけれども、やはり忠岡町として住民の顔も見るということで、やっぱり住民の目線でいろいろな相談というのは聞いていただきたいということは申し上げておきます。

あとは、この虚偽の届出ということですがけれども、虚偽というのはどういった例何でしょうか。あと、この10万円以下の過料というのは、こういった例はあるんでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

例えば、全くなりすましかそういうことなのかなというふうには思うんですけども、実際その過料が今まで適用されたという話も私もちょっと正直全く聞いておりませんので、少なくとも私が今知っている範囲内ではそういう事例はございません。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

分かりました。この国民健康保険条例の一部改正は、マイナ保険証のひもづけという関連のことというのは分かりました。

あと、短期資格証明書の方のいろいろな支払いの方法であったりとか、そこら辺をやっぱり重々その人の生活を見て、非常に取立てというか、もう取立てというのはおかしいですけれども、そういったことがなくてちゃんと生活のことも聞いていただいて、そういったところは重々考えてやっていっていただきたいというふうに思います。

最後に、すみません。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

今も、やはり保険料の納付相談というものをする際には、すごくきちんとその方のお話を聞いた上で、なおかつやはり負担していただくというのは大前提でございますので、そこはもうできるだけ、もちろん我々としても寄り添うような形で滞納者の方のお話を聞きながら、収納につなげていくということは今もやっておりますので、その辺のスタンスにつきましては、12月2日以降大きく変わるかと言われると、もちろんそういうところはもう変わることはございませんので、現状今やっているような流れの中での取組を引き続き続けていくということでございます。

副委員長（河野隆子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ございますでしょうか。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

反対の立場で討論します。

今のご説明で、短期保険証、それから資格証明書が廃止になるということでありまして、その後、滞納者対策というのも今後いろいろと府のワーキングで考えていただくということでもありますけれども、やはり広域といってもこれは忠岡町が発行している保険証ですので、そこはすいません。広域じゃないです、国保です。すみません、失礼いたしました。

ですので、忠岡町が発行している国民健康保険なので、そこは重々窓口でその方の生活に応じた分割方法とか、そういう支払い方法も考えていっていただきたいというふうに思います。

しかしながら、この国民健康保険条例の一部改正は、先の議案の39号、それは広域でありましたけれども、マイナ保険証の関連の議案であり私たちはやはり紙の保険証は引き続き残してほしいという立場でありますので、この議案に関しては反対をいたします。

委員長（三宅良矢議員）

賛成の討論はございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を求めます。

議案第40号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（三宅良矢議員）

起立多数です。

よって、議案第40号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正については、可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明求めます。

生涯学習課（伊藤 真参事）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

伊藤参事。

生涯学習課（伊藤 真参事）

議案書の41ページをご覧ください。

議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、福祉文教常任委員会に関する項目を抽出してご説明させていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,543万円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億2,022万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

予算に関する説明書の5ページをご覧ください。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業に係る歳出予算の組替え過年度事業の生産に関わる経費、その他必要となる各事業について補正するものでございます。歳出予算は、物価高騰の影響を受ける住民等への対応として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業のうち、産業建築課で実施しております価格高騰対策事業者支援金の一部である1,918万6,000円を町立小・中学校給

食費補助事業に予算を組み替え、令和5年度の事業費確定に伴う負担金精算返還金及び繰出金688万円を計上、その他必要となる事業費として子育て支援センター業務委託の経費97万6,000円、人件費の補正1,819万8,000円を計上するものでございます。

では、議案書に戻っていただきまして、49ページをご覧ください。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金で、補正額32万5,000円は、子ども・子育て支援金就学前施設補助事業分でございます。

第15款府支出金、第2項府補助金、第2目民生費補助金で、補正額32万5,000円は、子ども・子育て支援金交付金就学前施設補助事業分でございます。

次のページに参りまして、第20款諸収入、第4項、第1目雑収入で、補正額863万3,000円は、介護保険特別会計繰出金精算返済金、低所得者保険料軽減国庫負担金及び低所得者保険料軽減府費負担金でございます。

53ページをご覧ください。

次に、歳出でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第20目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業費で、物価高騰対策事業者支援金を町立小・中学校給食費補助金に予算組み替えするものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害福祉費で、補正額219万8,000円は、自立支援医療費府費負担金精算返却金でございます。

第3目高齢者福祉費で、補正額468万2,000円は、低所得者保険料軽減繰出金及び介護給付費繰出金でございます。

次ページに参りましては、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で、補正額97万6,000円は、子育て支援センター業務委託料でございます。子育て支援センター業務委託料については、国庫補助金の単価変更に伴うもので、国及び府の子ども・子育て支援交付金で、それぞれ3分の1ずつ財源措置されます。

55ページをご覧ください。

第10款教育費、第4項社会費、第1目社会教育総務費で、補正額597万4,000円は、人件費の補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

説明は以上のとおりです。ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回の補正予算のほうで、物価高騰対策事業者支援金が産業建築課のほうであった事業なんですけれども、こちらのほうは昨日の総務委員会のほうで話があったので省きますけれども、その分の一部を今回小・中学校の給食費の助成という形で事前説明では約3か月分助成ということをお伺いしています。これも基本的には物価高騰対策という国の交付金を使ってやっているわけなんですけれども、今やっぱり物価高騰というのは低所得層だけではなくて、全家庭でもう大変な問題になっています。

今大阪ではお米がないと、お米が出ても米は高いとそういった中で、やっぱり今子育て世帯というのは、かなり生活が苦しい思いをしています。

そういった中で、今回国の交付金を使って、産業建築課の事業者支援のほうが一部余ったということでこちらのほう回されているんですけれども、やっぱり物価高騰で今大変な中なんで、小・中学校の給食費について3か月というだけじゃなくて、もうちょっと出すべきではないかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

村田部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

今回につきましては、財源ということで物価高騰を利用させていただいて、組み替えさせていただいたというところでございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

財源を組み替えたということなんですけれども、果たして忠岡町の一般財源を使って、やっぱりきちんとした子育て対策もしていけないといけないと思うんです。そういった中で、過去コロナの中で過去3か年ぐらい給食費の助成を行っていただいているんですけれども、やっぱりその給食費を助成をするとなったのは、やっぱり子育て世帯の生活が大変だからするということのほかにはないと思うんです。そういった部分で、今回この国の予算を使って組み換えという形でやっていたけれども、やっぱりそこは忠岡町の独自予算、しかも今回のこの補正予算のほうで財調に1億円も積んででいるわけですから、そのうちの一部を使って残りのせめて今年度最後まで給食費の助成をお願いしたいんですけれども、その点はいかがでしょう。

委員長（三宅良矢議員）

・・・部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

今回につきましては、おおむね3か月ということなんですけれども、実際給食費につきましては、食材を我々のほうでお支払いするという形になります。おおむね3か月と

言っていますけれども、ほぼほぼ4か月に近い分になるのかなという形で考えているような状況です。

当然食材費につきましては、上下ございますんで、実質的には期間的には上下するんだと思いますけれども、仮に11月から始めたとしたら、もう残りはこれは補正予算可決いただいて、そこから作業をさせていただきますんで、11月ぐらいから始めることになるのかなとは思っているんですけども、そうなった場合には、最後まで行くのかなという感じの見通しで、実際多少変わるかとは思いますが、そういうような感じでの見込みを立てておるといことでございます。よろしくお願いたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、おおむね3か月ということで最初説明あったんですけども、見立てでは4か月というぐらいあるんじゃないかなということの話だったんですけども、開始時期も11月からということだったんですけども、それだったらもう11月から3月まで5か月です。その5か月分を、その足らずの部分で忠岡町の一般の財源を使って、もう今年度までもやったほうが気持ちいいとは思いますが、その点についていかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

村田部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

実際3月には、実際期間も短いので、実質上学校って徴収してないというような話を聞いておるんです。それでいくと、11月ぐらいからしかちょっと事務的な話になってくるんですけども、こちらの方は11月ぐらいから始めさせていただくと最後までいくのかなと。いかない場合も当然ありますんで、あくまでも食材費の形でいきますんでおおむね3か月というお話をさせていただいているんですけども、最後ぐらいまでいくのではないかなという見込みは立てているというようなところでございます。よろしくお願いたします。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

見立てどおりいかない場合、例えばもう足りない場合というのは、こういった形で対応されるのでしょうか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

どこまでいっても端数調整ぐらいのレベルの話なのかなという感じでは見ているというところがございます。お願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これはもうどこまでいったってもう同じ答弁しか返ってこないとは思うんですけども、やっぱり近隣の市町でも、もうここ最近ずっと給食費の無償化という流れが出てきています。やっぱり何で無償化にするかと言ったら、子育てに対してやっぱりお金がかかってしまう、そういった中で経済的負担の軽減ということで、各自治体も給食費の無償化に向けて今進んでいるところであります。

国の施策にしても、今給食費の無償化も話出てきています。やっぱりそういった流れの中で、忠岡町としても今年度は最後まで無償化、保護者には負担これからは要りませんという形がやっぱり必要ではないかなと思うんです。

それについて、やっぱり保護者からの意見もかなり多くあります。給食費を無償にしてほしいとか、そういった声に応えるような形でやっぱり忠岡町政を進めていかないといけないと思うんですけども、その点について町長一言お願いいたします。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

なるべく頑張っているつもりですけども、今回はこういう形でご容赦願いたいというところがございます。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ご容赦というか、そういう形で言われてもあれなんですけれども、やっぱり子育て対策これはやっぱりきちんと応えていていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

2点だけお伺いしたいと思います。

1点は、55ページの社会教育総務費。すみません、これはお給料という面に出ているのですが、職員さんの配置というか1人増えたということだと思っておりますが、そのご説明と、それから子育て支援センターの補正予算が出ているんですが、これは東のこども園に子育て支援センターが立ち上げていただいたということなんですけれども、もう半年はなっていませんけれども数か月たって、内容というのはどういうふうになっているのでしょうか。利用率、そういったのもお聞かせ願いたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

補正につきましては、人件費のことですので人事のほうで答弁させていただきます。

今副委員長おっしゃられたとおり、職員、新たに配置した部分に当たります。今回は、管理職の体調不良による休みが入りましたので、そこは抜けた形で進めるというのは無理なところになりますので、人事異動をしたというところが経緯でございます。

以上でございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

ひだまりのほうなんですけれども、ひだまりのほうは、実際去年の利用ということで、延べ1,472人ということで、よろしくお願いたします。

内容につきましては、いろいろなオープンルームということで、絵本を一緒に読んだりとか、それぞれの相談を聞いてあげたりとか、あとはお母さんの相談、子育ての悩み、親子ヨガというところを中心にさせていただいています。

以上です。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

ありがとうございます

社会教育の補正予算のほうは、内容は分かりました。非常に生涯学習課のお仕事も多様にわたって文化会館にありましたけれども、今度9月2日からこちらのほうに場所を移動したということで、教育のいろいろな教育課の4階のフロアでいろいろとそういったところもフォローできるということもあるというふうに思いますので、今後も生涯学習課いろいろとお仕事あると思いますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そのひだまりのほうなんですけれども、今まででもう1, 472人の親御さんが来ているということで、件数的には多いなというふうに思うんです。今まで公立の保育所になかったので、民間のチューリップさんがあったということで、私も昔見学に行ったことあるんですけれども、他市の方もたくさん来てはりました。泉大津市とか。こっちのほうは、他市の方も利用できるんですか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

基本的には忠岡町在住の方なんですけれども、希望があれば来ていただいているというふうには聞いております。

以上です。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

非常に今一つ子育ての相談もしていらっしゃるということで、お母さんが子供と2人で幼稚園も行ってないし保育所も預けてないと、家でずっと2人ということでいろいろな育児の悩みとか、そういったところがある方などは非常にここを利用していただいて、相談もできるということでもありますので、よかったなというふうに思うんですが、どこも就学前で子供をどこにも預けていないお母さんです、そういった方の把握はされているんでしょうか。それは把握できていない。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

全体数というのは、ちょっと数は分からないんですけども、うちひだまりであったりチューリップであったりピープルというところを利用されているというのは、かなりの数は来られているのかなど。そこから実人員というのを割り出すことは可能かなというふうに思っているんですけども、その実人員のところは、今は資料を持ってごさいません。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

広報にもよく載っていますので、見られている方はこういった利用ができるというのは分かると思うんですけども、知らない方も中にはいらっしゃるかもしれませんので、いろいろな検診と、あと何があるのかな。いろいろな町がそういったお母さん方と接する場面で、どこも利用されていない親御さんについては、こういったところもありますよという案内、そういったことも必要ではないかというふうに思うんですが。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

大体ここを利用される紹介先というのは、保健センターで健康診断を通じて来られる方であったりとか、この8月から子育てアプリというのを立ち上げていますので、そこらを見ていただければ、記載のほうはあるかと思います。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません。先ほどの子育て支援センターの業務委託料ですけども、この業務委託料と書いてありますので、ひだまりじゃなくて民間へのお金でよろしいでしょうか、

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そのとおりでございます。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、これ民間で子育て支援センターの運営していただいているということなので、多分過去でも答えていただいているとは思いますが、もう一度確認で、今回公立で子育て支援センターもできています。

そういった意味で、今回の出来たところが中枢的な役割を果たしているとは思いますが、その3園の連携について、今どのようなことをやっておられるのでしょうか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

行事でいきますと、今年の秋もそうなんですけれども、今後する運動会であったりとか、イベントであったりとか、そういったところを催しとして開催しております。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

反対の立場で討論させていただきます。

議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、反対討論を行います。

本予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業ではありますが、物価高騰対策事業者支援金の一部を、小・中学校の給食費を助成する費用に組み替えた補正予算が組まれています。この助成は、物価高騰に伴う子育て世帯の経済的負担を軽減するため、事前説明では2学期以降の3か月分の給食費の助成費として1,918万6,000円が計上されています。

本補正予算については、子育て世帯の経済的負担軽減になるので賛成するものではありますが、物価高騰はまだまだ収まる気配はなく、子育て世帯は生活をどうやってやりくりしているか悩んでいます。

忠岡町は、過去において小・中学校の給食費助成を行ってきました。しかし、財源は新型コロナの地方創生臨時金などの国からの交付金の活用が大部分であり、一般財源を活用した給食費助成はほとんど行われていません。裏を返せば、国の交付金がなければ、給食費の助成は行わなかったとも言えます。

現在、忠岡町の財政は、以前よりも厳しいものではありません。町の貯金とも言える財政調整基金も、この2年間で10億円以上も溜め込み、令和5年度の決算で17億円を超えています。

本補正予算でも、令和5年度の黒字である1億700万円を財政調整基金に積み上げようとしています。この基金をため込むのではなく、活用してこそ意味があるのではないのでしょうか。

私たち日本共産党は基金を積み立てるのではなく、その一部を活用し給食費の助成費用を追加し、3か月と言わず、今年度末まで給食費助成を行うべきではないかという立場で、本補正予算案には反対いたします。

なお、最終本会議には、その立場を明確化するために、組み替え動議を提案する予定であることを申し添えたいと思います。

以上で終わります。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

委員（小島みゆき議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

賛成の立場で発言させていただきます。

物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金活用事業で、事業者支援の分を小学校の町立小学校と町立中学校の給食費助成金に回すということで、今本当にお米もなく大変な状況で、本当に支援をしていかなければ、子育て世代の方に支援をしていくときではな

いかなと思っております。

3か月というふうに言っていたけれども、おおむね最後までいけるんじゃないかなという部長のお話もあったので、本当に今してあげることがこの予算を通すことではないかなと思いますので、賛成の意見として述べさせていただきました。

委員長（三宅良矢議員）

ほかにございますか。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

反対討論です。

今回、物価高騰対策事業者支援金、これが余ったということで、それを回して小・中学校の給食費の助成として組み換えするということでもありますけれども、今までも新型コロナの地方創生臨時金、これも活用して給食費の無償化もされてきたところでもありますけれども、そういった国から入ってきたお金が余ったからといって回すのではなく、やはり忠岡町独自で財政調整金の積立金も溜まっていますから、それを活用して数か月と言わず、恒久的にするものだというふうに思います。

なので、この補正予算には反対をいたします。

委員長（三宅良矢議員）

続いて、ほかにございますか。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

賛成の立場で討論いたします。

今理事者側から試行錯誤していただいて、その余ったお金で子供の子育てということで給食費を無料化にすると。これは大変いいことだと思います。そして、それを伸ばせとか、やっぱり財政の問題もありますんで、何でもかんでも反対じゃなく、よく理事者のことを考えてやってくれていると私は思います。

賛成いたします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を求めます。

議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（三宅良矢議員）

起立多数です。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、議案第43号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを、担当課より説明求めます。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議案書の61ページをお願いいたします。

議案第43号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,462万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、令和6年第3回定例会予算に関する説明書の9ページをご覧ください。

今回の補正は、令和5年12月22日に健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法の施行期日を、令和6年12月2日とする施行期日政令が閣議決定、公布されたことに伴い、マイナンバーカードを保持していない被保険者に対し、健康保険証の代わりに資格確認書を取得する対応を実施することになっているため、資格確認書を印字する台紙の作成業務を委託する費用であります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

議案書の65ページをお願いいたします。

歳入につきまして、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目制度関係業務事業費補助金で22万円の追加で、内訳は国保制度関係業務事業費補助金でございます。

次に、議案書の66ページをお願いいたします。

歳出につきまして、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、補正額22万円の追加で、内訳はその他委託、帳票印刷業務委託料でございます。

説明は以上でございます。どうぞご審議のほうよろしくをお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

質疑をお受けします。

委員（二家本英生議員）

すみません。これ説明の中で、視覚確認書を印字する台紙の作成業務となっているんですけれども、これ7台紙の作成を委託ということの認識でよろしいですか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

台紙そのものをまず版から作成しなければいけないので、6月議会の段階で、まず同様のシステム改修に関する部分の補正予算を先に計上させていただいたんですが、その時点ではまだこの資格確認書の様式等詳細な部分がまだ不確定であったため、この台作成業務については6月の段階では、見送っておりました。その後、詳細な部分が確定したので、今回補正させていただくということでございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしたら、これは台紙であって印字まではいかないということで、その内容の記載とか、そういったところではなくて印字までした分の業務委託となるんですか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

これはあくまで台紙を作成する部分でございます。印字につきましては、実際に12月2日以降、必要に応じて窓口のほうで印刷していくということになってございます。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません。これ業務委託になっていますけれども、どこに出されるのかどこか決まった業者ってあたりするんですか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

紀陽情報システムさんです。本庁の総合行政システムを一括で電算業務をしております紀陽情報さんということでございます。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

この台紙なんですけれども、従来の保険証と以前からも話があったとおりのものだという事も聞いています。今回せっかく前の紙の保険証が廃止するに当たっても、これをつくらなければいけないということだったんですけれども、やっぱり同じ大きさで似たような素材でという、機能というか保険証を持って行っても資格確認書を持って行っても医療は受けられる。果たして資格確認書が本当に必要だったのかなと思うぐらいの費用の使い方になっているんですけれども、それに今回この22万円業務委託料で出すというのももったいない話かなと思っています。

私たち先ほどから申し上げているとおり、従来からマイナンバーカードに保険証のひもづけすること自体は反対の立場を取っておりますので、この予算についてもやはり認められませんので、よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

議案第43号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について反対討論を行います。

本補正予算は、資格確認書を印字する台紙の作成業務を委託する費用ではありますが、先ほど来からの議案と同様に、6月の定例会でも明らかになったように、資格確認書は現行の紙の保険証と同様の役割を果たすものであります。にもかかわらず、取得が義務ではないマイナンバーカードに保険証機能を付加したマイナ保険証は、マイナンバーカードの取得を義務化にしてしまっています。しかも、紙の保険証を廃止し、その代わりとなる資格確認書を作成するための費用の補正予算となっています。

従前から申し上げているとおり、マイナ保険証の義務化のための紙の保険証の廃止については反対の立場です。よってこの補正予算についても認めることができません。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を求めます。

議案第43号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（三宅良矢議員）

起立多数でございます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、議案第44号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）
についてを、担当課より説明求めます。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

議案書の67ページをお願いいたします。

議案第44号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,660万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,509万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

ここで別途お手元に配付しております予算に関する説明書の10ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入において令和5年度決算余剰金を前年度繰越金として計上、令和5年度介護給付費負担金確定に伴う町負担分の追加交付、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う精算交付金を一般会計繰入金として計上するものでございます。また歳出において、令和5年度介護給付費、地域支援事業費及び事務費等の確定に伴い、国庫支出金、府支出金、支払基金交付金、一般会計繰出金、それぞれにおいて算出された精算返還金を計上、さらに前年度繰越金の残額を介護給付費準備基金積立金として計上するものでございます。

それでは、議案書の71ページをお願いいたします。

内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入でございます。

第7款、第1項、第1目介護給付費繰入金で、補正額348万7,000円の追加は、一般会計からの介護給付費の精算分でございます。第4目低所得者保険料軽減繰入金で、補正額119万5,000円の追加は、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う精算交付金でございます。第8款、第1項、第1目繰越金で補正額5,192万1,000円の追加は、前年度繰越金でございます。

72ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第4款、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金で、補正額1,031万7,000円の追加は、介護給付費準備基金積立金でございます。第6款諸支出金、第1項還付金及び還付加算金、第2目償還金で、補正額4,628万6,000円の追加は、国庫支出金精算返還金2,397万9,000円ほかでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、歳入のほうからお伺いしたいと思います。

歳入の繰入金なんですけれども、過年度分確定に伴う分として、介護給付費繰入金と低所得者保険料軽減繰入金がそれぞれ計上されています。これ昨年度の見込みから比べて、多分不足しているから今回入金されているということなんですけれども、その原因についてはどうお考えでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

基本的には、予算の段階の目立てを立てて、毎月の支払い額に合わせて繰入額を月々入れていくんですけれども、なかなか確定額というのがはっきり分かりませんもので、支払いの滞りがないように少し多めに繰入れをしてお支払いをさせていただくんですけれども、やはり精算の段階で繰入金にも数々種類がございまして、こちらの給付費の繰入金であったりとか事務費繰入金、いろいろなものの合計で賄った結果、それぞれの再計算をしたときに過不足出てきますので、その調整として出しているものでございます。

ただ給付費につきましては、最近の傾向なんですけれども、少し計画値ももとの読みの部分よりも低い結果となっておりますので、そういったところでも差が出てきているところかと思っております。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

なかなか精算を確定するのが遅いというのもあって、なかなか見込みが難しいところではあるんですけれども、やっぱり当初予算を組む際に、ある程度の見込みというのはされていると思うんです。ただやっぱり介護給付費が今回繰入れということは、当初昨年の当初から見込みよりも多少不足してて、多かったということにもなりますので、その地域の事情とかもちょっとなかなか難しいと思うんですけれども、勘案していただいて、もうちょっと介護給付費の見込みをちょっとしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

見込みとしましては、予算としてはもう少し多く取っているものでございます。給付費の一般の負担分、12.5%の部分を経常一般会計している分から特別会計のほうに支払いのときに必要な額だけ繰り出ししておるんですけども、それをあまり多く繰り入れ過ぎると、なぜその余剰分まで繰り入れたのかというところになるので、あくまで毎月ベースできちんとギリギリの部分については計算をさせていただいて、一般会計からの繰り出ししているところでございます。

予算としてはまだまだ一般会計の方に余剰がございまして、特会のほうに繰り出す部分が少なく済んでいたというところで、足らず部分だけ今回繰入れをさせていただくものになるので、予算から対して給付費が足りなかったというものでございませぬので、そのところはよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今のご説明で、予測よりも低い給付の結果になったというお答えがありましたけれども、その理由についてはどうお考えでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

高齢者の動向ですけれども、基本的には右肩上がりで推計しております。というのも、2040年に向けて65歳以上の方、特に後期高齢者の数増えていく見込みがされていますので、介護給付費としては伸びていく見立てで考えております。

ただ、本町ちょっとここ最近2、3年の動向でお亡くなりになる方が多かったですとか、思いのほか65歳以上の人口が伸びていなかったり、認定者数が伸びていないもので、想定していたよりも給付費が伸びなかったというところでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

これ第8期のもう最後の決算になるというふうに思うんですけども、じゃないですか。いいですね。

第8期と言うと、今年がまだ4月から9期だから、3年前の1、2年、3年分やけど、その中でコロナもちょっとまだ収まりつつあったけれども、コロナの影響もあったというふうに思うんです。それがどういうふうに影響したかというのが1点と、あと認定者数が少なかったということでもありますけれども、やはりなかなか認定が厳しいということで、今までも指摘もさせていただいて認定が低い上に受けたサービスが受けられないといった状況もあるというふうに思うんですが、その2点についていかがでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

コロナの影響につきましては、使われているサービスがやはり少し変動があったように感じております。なかなか外に出にくいというところもありましたので、施設へ通所する通所型のサービスから在宅サービスへの切り替えというのは多く見られました。そういったところでなかなか外部との接触といいますか交流が減ったところで、少し影響が今出てきているんですけども、使い方によって少しサービスにもそれぞれ単価ございますので、そういったところも響いてきたのかなというところと、出にくいというところで、やはりサービスを使い控える方が何か施設としても控えざるを得ない場合といったところもあったと思いますので、コロナの影響はそういったところかと思います。

認定のほうですけども、我々としましては府のマニュアル、国のマニュアルに則しまして、75項目の調査であったりとかマニュアルどおりにさせていただきまして、適切な量を測らせていただいております。

なかなか使いたいサービスが使えないというお声も窓口ではいただくんですけども、サービスを便利だからという視点で使ってしまうと、サービス費の給付費が上がりまして保険料の高騰にもつながりますので、やはりマニュアルに沿ってきちんとした認定の結果は出していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

1点目のコロナの影響に関しては、施設デイサービスに行かれていますの方が控えるということもあったり、そのデイサービスの施設がもうクラスターが発生して利用ができないと、そういった状況もあったかというふうに思うんです。なので、私も聞いてるところでやっぱりデイサービスに行けないという方もお聞きしています。

それから、認定については75項目あって丁寧に説明してやっていただいているというのは分かるんですが、なかなかお年寄りってそういった認定に来たときに頑張る方がいらっしゃるんで、できないのにできると言ってしまうとか、そういったその人その人によってそこをどう認定に行かれて、認定調査に行かれた方がどこまでその方の中身が分かるかというのは難しいというふうに思うんですけれど、やはりなかなか認定が自分が思うように出ないと、無駄に使う方がいらっしゃったらそれは駄目だけれども、本当に使いたいけれどもそのサービスが受けられないといった方もおられますので、そこはやはりそのマニュアルの75項目できる、できないというだけでなく、やはりそういったことも対話の中でいろいろと聞いていただくと、そういったことが大切だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

すみません。訪問調査に行かせていただいた際に、やはり調査票に沿ってさせていただくんですが、チェック項目だけではなくて特記事項という形でフリー記述のところもございます。そういったところではできるだけ拾っていくんですけれども、やはり気丈な方であったりとか、お客さんのように来ると元気になってしまう方はおられますので、そういった方とかもおられるので、やはりこちらとしては同席をできるだけつけてくださいというふうにはお願いしています。ふだんのご様子を知っているご家族であったりとか、ケアマネジャーさんについていただいて、ご本人は実際こう言ってるけれども、ふだんのご様子をきっちり教えてくださいというところで拾い出すように努力はしておりますので、そちらのほうで訪問に行かせていただいた際に、お困り事をきっちりとお伝えいただくようお願いできたらと思っております。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、利用料じゃなくて介護保険料についてなんですけれども、今回この決算をして、積立金が約1,000万円出ているということでありましたが、これは3年間大体見込みで計算されて保険料を計算されるわけなんですけど、その1,000万円余ったということはちょっと高く取り過ぎたということでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

保険料としましては、計画ごとに設定しますので、3年前に右肩上がりの状況で算定させていただいたものでございます。結果として、給付費が低くなりましたので、少し保険料としてゆとりがあったのかなというところは1点ございますが、実際決算をした中で金額として出しますと、給付費自体は令和5年度の1年間で14億6,780万円ほどかかってございます。

これを法定割合で割りまして、1号の方です、65歳以上の方の保険料の必要分、この給付費全体の23%となりますと、3億5,734万円程度必要になってきます。

これに対して、1号の方の保険料の収入というのが2億9,627万円と、保険料単体では低くなってございます。ただ、ここには低所得者保険料の方の軽減は係っておりますので、この低所得者保険料に係る公費での負担分です。こちらの2,868万円ほど入れましても、保険料単体で見ますと3,238万円不足している状況でございます。

ただ一方で、こちらの補填としまして、調整交付金、国の交付金ですけれども、例年より想定よりも多くいただくことができましたので、これで補填することができました。また、令和4年度からの繰越金であったりとか保険者努力支援交付金であったりとか、いろいろな収入もございまして結果の約1,000万円の積立てでございますので、保険料が高過ぎたという認識はこちらとしてはしておりませんので、お願ひいたします。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今説明でいろいろとお聞きしたわけなんですけど、この積立金ざっと単純に見ると、1,000万円翌年度に積み立てられるということでありましてけれども、今の説明で3,2

00万円ぐらい足りなかったところに、国からの調整交付金が思ったよりも入ったので、これだけもう本当それが少なかったらこの積立金というのは出てこなかったということ
でよろしいですか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

おっしゃるとおりでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今回、その調整交付金が思ったより入ってきたということで黒字は出てきたわけなんですけれども、そもそも忠岡町のこの保険料で第1号被保険者の保険料というのは、非常に高いということが言えると思います。

今までも言ってきましたけれども、基準額これ今年の9期だから4月からの分、基準額で本人が町民税非課税であっても世帯の方に課税されている方がいらっしゃったら、もう基準額になるということで、年間7万6,760円非常に高い。世帯に課税者がいても払うのは65歳以上の方、家族に払ってもらわないと思います。自分の年金とかそういういったところから払うと思うんですけれども、非常に高いということだというふうに思います。

これ8期はすみません、基準額お幾らでしたか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

基準額で7万6,920円でございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

若干100何ぼか下がったということですが、やはり非常に考えてもこの7万6,760円が基準額ということで、非常に高いということです。ですので、今回調整交付金が余計目に入ったということでありまして、その調整交付金がたくさん入った、思ったよりか入ってきたと、その理由についてはなぜなのでしょう。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

調整交付金につきましては、その自治体の75歳以上、後期高齢者の人口であったりとか所得の状況に応じて決まるものでございます。財政力の違う市町村間の格差を埋めるものになっているんですけども、この結果から言いますと、忠岡町が後期高齢者の数が多く所得が低いという結果が反映されたものになると考えます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

高齢化率が高いということと、それから所得の低い方が多いということでもありますから、やはりそういったところで、この介護保険料は非常に高いということでもあります。ですので、今回1,000万円ほど積立てができたということでもありますから、今までうちの会派も余った分は生きているときにもう返してあげてくださいと、そういうことはずっと一貫して言っていますので、例えば3年でなかなか保険料を変更するのが難しいということもあるけれども、できんことはないというふうに思うんです。例えば、一つで利用料の減免に使うとか、そういったお考えはないでしょうか。できると思うんですけれども。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

利用料につきましては、所得に応じて1割から3割で費用を払っていただきまして、残りの9割から7割の部分は公費や保険料で補っているものでございます。こういったところで、それぞれの負担割合でバランスを取って制度設計しているもので、やはり一部は利用者負担、受益者負担というところをお願いしているものになります。

やはり一部の方に入れると他の使っていない方との格差であったり不公平感も出てまいりますので、今は国の制度に応じまして、この利用料のまま行かせていただきたいと思いますと考えております。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

最後にします。

利用料が高いということは言わせていただいたんですけども、本当にこの介護保険というのは国民健康保険と違って、使う人と使っていない人、使っていない人にするともうボッタクリ保険やと、言い方悪いですけどそういった言い方もされるように、やっぱり使っていない方にはもちろん不公平性があるというふうには思います。

ですから、やはり全体の保険料を下げることが必要ではないかと思っておりますので、やはりそれは一般財源から繰り入れて保険料を下げると、そういった努力が必要ではないかというふうに思います。最後をお願いします。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

一般会計からは、法定割合でサービスの費用に対して12.5%繰入で費用のほう入れております。これ以上、別途一般会計から入れるとなりますと、やはり課税者の方の負担がさらに増えてしまうというところになり、さらに公平な制度というところから離れてしまいますので、現時点で一般会計からさらに追加で入れるというところは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

終わります。

委員長（三宅良矢議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

(なし)

委員長（三宅良矢議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第44号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（三宅良矢議員）

異議ないと認めます。

よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案5件全てについて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、本会議最終日において、委員会委員長報告を行います。

委員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

その他、理事者で何かございますか。

(なし)

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、福祉文教委員会を閉じます。

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶いただきます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

慎重にご審議ありがとうございます。

何と言っても小さな小さな自治体でございますので、サービスはしてあげたい、減免はしてあげたいですとかいろいろなところはあるんではございますけれども、バランス感覚を持ちながらこれからも忠岡町の運営をしていきたいと思っておりますので、皆さん、議員の皆様方におかれましてもご理解とご協力のほどよろしくお願いいたしまして、閉

会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございました。

以上をもちまして、委員会を閉じます。

委員の皆様、理事側の皆様、お疲れさまでした。

（「午前11時52分」閉会）

以上、会議のてんまつを記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年9月11日

福祉文教常任委員会委員長 三宅良矢

福祉文教常任委員会委員 小島みゆき